

1. 「狛文書の概要」

副主査 田中 淳一郎

1 狛文書とは

木津川市山城町上狛を本拠地とした国人狛氏は、山城国一揆でも中心的な役割を果たした、南山城を代表する国人の一人として知られている。

狛文書は、この狛氏に関係した古文書群で、応仁・文明の乱の時期から、織田信長に仕えていた時期までの文書が中心となっている。南山城の国人に関する古文書は非常に少ないことから、狛文書は、この時期の南山城の歴史を明らかにする上での、たいへん貴重な資料となっている。内容は、目録の通り25通で、平成23年度に京都府指定文化財となった。

狛文書は、昭和8年(1933)に京都大学で影写本が作られた際、この25点で「狛文書続編」として整理され、学界でも周知されている。したがって、一部に狛氏と直接関係ない文書も含まれているが、周知の一群ということで、この文書群全体を狛文書としている。

2 国人狛氏

文書の内容に入る前に、簡単に狛氏の来歴について、述べておきたい。

狛氏は、出自は明らかにならない。『大乘院日記目録』の嘉吉2年(1442)11月11日条に「狛下司」として見えるのが、最も古い記録である。興福寺大乘院領狛野荘の荘官であった者が、地名を取って狛氏を名乗るようになったものと考えられる。

狛氏は、狛野荘南荘いわゆる上狛の、大里環濠集落を本拠地とし、有力名主等と被官関係を結んでいたようで、狛下司の代官としては、林氏、中村氏などの名前が見える。良く知られているように、狛野荘北荘、のちの椿

井村には椿井氏がおり、同様に大西氏、延命寺氏、高林氏などを被官としていたようである。また、狛氏は、室町幕府管領細川家の被官となっていたようで、応仁・文明の乱では畠山政長の東軍方に属した。これに対して、椿井氏は、西軍方であり、畠山義就や古市澄胤方に属していた。

山城国一揆成立にあたっては、重要な役割を果たしたものと考えられるが、国一揆に重なる時期の古文書は残されておらず、確実なところは不明である。

国一揆崩壊後も上狛に居住し、戦国期は、木津氏や大和の筒井氏などと行動を共にしている。その後、織田信長に仕える。このころの狛氏の当主は狛秀綱で、上狛の西福寺に肖像画を伝えている。秀綱は、信長から、天正5年(1577)7月に狛野内での当知行が安堵された。天正10年6月の本能寺の変以降は、「二君に仕えず」として上狛に隠居し、天正12年に死去した。その後、狛氏は、江戸時代になっても上狛村に居住していたが、庄屋等の村役にはついていない。これは、農民にはならないという意思表示であったと思われる。寛文11年(1671)正月になり、狛忠政は、かつての織田家との縁をたよりに、大和国宇陀郡松山(現宇陀市)藩織田家に出仕する。元禄8年(1695)の織田家の丹波国氷上郡柏原(現丹波市)への転封にも供をし、知行100石を与えられ、明治維新を迎えた。

狛氏は、上狛を去るとき、狛城跡や屋敷等の管理を「狛連中」と呼ぶかつての家臣たちに委ねた。家蔵の古文書も委ねたものと考えられ、現在まで狛連中の人々によって、大切に守り伝えられてきた。狛文書である。

なお、狛文書とは別に、江戸時代の狛氏と狛連中との間のやりとりを示す書状類も残されている。

3 狛文書にみる戦国期の南山城

狛文書の各文書について、簡単に解説を加

え、狛氏の動向についてみていきたい。

狛文書のなかで、最も古いものが、(1)文明2年(1470)7月28日付けの細川勝元感状である。7月25日の田辺城合戦に細川方として参戦し、狛秀が太刀打ちしたものの、被官人が討ち死にしたことを勝元に報告したことに対する、勝元からの感状である。

この日の田辺城合戦については、『大乘院寺社雑事記』7月25日条に、「山城国在々所々合戦、東方打ち負くと云々」という記載がある。また、『経覚私要鈔』の7月26日条に、「山城事、悉く以て大内に降参せしむと云々」「田那部は悉く焼け了んぬ」とある。これらの記事から、応仁・文明の乱に西軍として参戦していた周防の大内政弘軍と、狛氏等の東軍が田辺城で合戦となり、東軍方が敗退したことが知られる。さらに『経覚私要鈔』によれば、西軍方が狛に陣を取ったために、狛下司氏は没落したようだ。

(2)の細川政元奉行人奉書は、管領として幕府の実権を握っていた細川政元の奉行人である飯尾家兼が発給したものである。明応8年(1499)9月の南山城では、畠山政長の子息である尚順が軍勢を南山城に入れたことに対して、細川政元が、これに対抗するために武将赤沢朝経(宗益、沢蔵軒)を出陣させ、細川方の勢力が盛り返していたころである。このため、椿井氏及びその八人衆が没落し、その跡識が、政元から狛孫左衛門尉にあてがわれたことを示す文書である。

(3)は、享禄3年(1530)10月15日付けの筒井順興の書状である。当時、順興は、越智氏との和睦により大和国人一揆体制の盟主の立場にあった。狛氏は十市郷のなかで、瓜裏庄、中村庄、成願寺庄、為河庄を与えられた。中村庄は、現橿原市中町に比定される興福寺寺務領の荘園、成願寺庄は、現天理市成願寺町に比定される興福寺一乗院領の荘園である。他の2箇所については、現在のところ不明である。

(4)の遊佐順盛書状は、成身院筒井順宣に宛てたものである。遊佐氏は、畠山氏の被官であり、代々領国の守護代を勤めた。本文書が狛文書として伝来した経緯は、不明である。

(5)の畠山高政書状は、天文から永禄期の河内守護である畠山高政が、酒匂に宛てたもので、狛氏との関係は明らかにならない。

(6)の筒井光就・大角信直については、関連資料がなく、詳細はわからない。大角信直は、天文16年(1457)の「大角信直書状」『東寺百合文書』ヲ函149号がある。

(7)の奈良元吉は、細川氏の被官で、永正6年(1509)には木津の給人であった(『春日社司祐弥記』同年2月22日条)。山城国内での盗人取締を嚴重にする旨であり、その頃のものであろう。

(8)から(12)は、三好氏に関係する文書である。(8)の牛島義継は、三好氏の重臣である篠原氏の家臣である。

(9)の三好宗渭書状は、三好三人衆の一人である宗渭(釣閑斎)が、永禄11年(1568)の木津平城入城に際して、狛氏に参戦を呼びかけた文書である。三好の木津入城については、『多聞院日記』同年9月14日条に「昨日、釣閑斎・香西以下三千ほどにて木津の平城へ入り候」とある。本文書は、三好宗渭の特長的な花押もはっきりしており、横折りという独特の封式がよく残り、古文書学上も注目されるものである。

(11)の十河存保は、三好長慶の弟三好実休の子であり、長治の弟。十河一存の養子となった。(12)の篠原長重と篠原恕朴は、三好氏の有力家臣。万鶴は三好長治のことか。(11)(12)両通から、狛氏が三好氏に誼を通じていたことがわかる。三好氏は、木津を一つの拠点としようとしていたのであろう。

(13)の織田信長黒印状は、天正3年(1575)に比定されている。沈香1両(約40グラム)を陣中見舞いに送った礼状である。

(14)の織田信長朱印状は、狛氏への知行安堵の目録である。延命寺氏は柴田勝家の与力となり、泉橋寺氏も信長に与しなかったようで、同じ上狛に居ながらも狛氏と敵対した者の分も含めて当知行が認められた点は興味深い。

(15)は、織田信長黒印状の写しである。原本は、狛氏が上狛を離れるときに由緒を語る資料として持って出たものである。「家来の内四人并延命寺之事」は、信長に与しなかった延命寺氏ほか4氏のことを指している。

(16)は、織田信長の側近である堀秀政が、山城国の蔵入地すなわち直轄領の代官である武田左吉以下3名に対して、狛氏知行分の内の泉橋寺分を押さえていることを糺した文書である。泉橋寺氏の旧領について、狛氏知行なのか、蔵入地なのか、信長側近のなかでも認識に差があったことがわかる。

(17)は、寛永11年(1634)正月に京都所司代から林村に宛てた触書である。内容は、「はてれん門徒」の探索と、牢人の取り締まりである。將軍上洛の年で成年とあることから、寛永11年と確定される。周防は、京都所司代板倉重宗。

(18)の織田信長世系図は、織田家の系図で、信長の子信雄から長頼、長通と嗣がれた時点まで書き込まれている。

(19)の狛氏由緒書は、享保8年(1723)に、狛忠位と親戚である飯田正福が藤堂藩へ提出したものである。秀綱以前は、「狛山城守此の節小城これ有り」と一行記すのみである。秀綱以降、盛綱、昌綱、忠成となる。忠位は、狛を離れた忠成の子である。「先祖の城跡、田畑に仕り、屋鋪跡、今所持仕り、平右衛門世話仕り、其の外一族家来筋の者年番致し、数年世話仕り」とあり、狛氏が上狛に田畑や屋敷地を所持していて、家来筋の狛連中に世話を頼んでいることがわかる。上狛を離れて50年ほど後の記録である。

(20)(21)(22)は、江戸幕府重職からの書

状である。狛文書に含まれる経緯は不明。

(23)は、江戸時代後期に、狛氏が、狛氏に伝えられてきた系譜を、上狛の狛連中に伝えたものである。この書状では、信長のころの当主を左京亮綱吉とし、以下、治部左衛門昌綱、次郎左衛門秀綱、孫左衛門忠成としており、(19)由緒書とは、異なっている。

この文書では、「祖父孫左衛門、和州へ罷り出候跡の儀は、貴様御家初め由緒の面々へ城跡、屋敷跡等の儀、万事御引き受け御取り計らい下さる様御頼み申し置き、則ち御承知にて当時まで相替わらず預かり御懇切候儀に御座候」とあり、由緒の面々である狛連中が城跡等を管理してくれていることに謝意をあらわしている。

(24)の封紙は、細川勝元から狛新三郎宛の感状のものと思われる。新三郎は山城守秀の子で、文明15年(1483)4月16日の狛城の合戦で討ち死にしている。(『大乘院寺社雑事記』同年4月18日条)

(25)は、江戸時代以来、狛文書の包紙として使用されてきたものである。

以上のように、狛文書は、応仁・文明の乱から織豊期に至る、南山城の国人クラスの武士の動向がわかる文書として、たいへん貴重なものである。しかし、『山城町史』などで一部の史料が掲載されているが、文書群全体の紹介がされていないことから、今回、写真と解説文を掲載し、狛文書の全体を紹介することとした。なお、スペースの都合上、一部の文書では、原文書どおりの改行としていない。また、狛氏と直接関係しないと思われる文書については、掲載を省略した。狛文書は、江戸期の狛氏から狛連中に宛てた書状等とともに山城郷土資料館に寄託されており、閲覧利用に供している。活用をお願いする。

本稿作成にあたり、故小林凱之氏から多大なる協力を受けた。報告を生前に行えなかったことが悔やまれる。

狛文書目録

番号	年	月 日	文書名	差出人	宛所	料紙	形状	タテ	ヨコ	備考
1	(文明2)	7月28日	細川勝元感状	勝元(花押)	狛山城守	楮紙	切紙	18.0	36.6	切封
2	明応8	9月13日	細川政元奉行人奉書	(飯尾)家兼	狛孫左衛門尉	楮紙	折紙	26.8	44.8	
3	享禄3	10月15日	筒井順興書状	筒井順興(花押)	狛殿	楮紙	折紙	27.8	45.0	
4		5月27日	遊佐順盛書状	順盛(花押)	成身院	楮紙	切紙	16.6	47.6	切封
5		8月1日	畠山高政書状	高政(花押)	酒匂刑部大夫	楮紙	折紙	27.5	44.8	
6		12月18日	筒井光就・大角信直連署状	信直(花押)、 光就(花押)	狛孫一	楮紙	切紙	12.4	42.3	封紙あり
7		4月11日	奈良元吉書状	元吉(花押)	狛吉三郎	楮紙	切紙	18.8	45.6	切封、封紙あり
8	(永禄11)	2月19日	牛嶋義統書状	義統(花押)	狛吉三郎	楮紙	切紙	14.5	46.0	切封、封紙あり
9	(永禄11)	9月16日	三好宗渭書状	鈞齋宗渭(花押)	狛吉	楮紙	折紙	28.2	44.4	
10		12月21日	某秀綱等連署状	馬与右秀綱(花押)・ 鯨□□□□(花押)	狛左	楮紙	折紙	27.2	40.9	
11		正月19日	十河存保書状	存保(花押)	狛左馬進	楮紙	切紙	15.3	45.0	切封、封紙あり
12	(元亀元)	10月5日	篠原長重・篠原恕朴連署状	篠右入恕朴(花押)、 篠孫四長重(花押)	狛左	楮紙	折紙	28.0	43.8	
13	(天正3カ)	8月13日	織田信長黒印状	信長(黒印)	狛左□□(馬進力)	楮紙	折紙	27.1	43.8	
14	天正5	7月10日	織田信長朱印状	(信長朱印)	狛左馬亮	楮紙	豎紙	29.7	46.5	
15		正月15日	織田信長黒印状写	信長在印	狛左馬進	楮紙	切紙	16.5	56.7	
16		5月14日	堀秀政書状	堀久太郎秀政(花押)	武田左吉、林高兵衛尉、 長坂助一	楮紙	折紙	27.8	43.0	
17	戊(寛永11)	正月28日	京都所司代板倉重宗触書	周防(黒印)	林村庄屋百姓中	楮紙	折紙	36.0	53.0	
18	寛文13	正月17日	織田信長世系図	狛昌季		楮紙	切続紙	13.9	245.5	6紙
19	(享保8)		狛氏由緒書			楮紙	切続紙	18.8	101.9	3紙
20		正月25日	阿部忠秋書状	阿部豊後守忠秋(花押)	星野彦三郎	楮紙	切紙	15.7	45.6	
21		7月6日	前田光高書状	松筑前守光高(花押)		楮紙	切紙	20.2	51.5	後欠
22	(天和元)	11月21日	松平乗久書状	松平和泉守乗久(花押)	奥田八郎右衛門	楮紙	折紙	37.9	51.6	
23		2月24日	狛孫左衛門書状	狛孫左衛門	小林宇兵衛	楮紙	切続紙	16.6	127.4	4紙
24	年月日未詳		封紙	細川勝元	狛新三郎	楮紙		18.7	10.8	
25	年月日未詳		狛家古状入			楮紙		42.5	35.5	三角形形状

(タテ、ヨコはセンチメートル単位)



(三) 筒井順興書状(折紙)

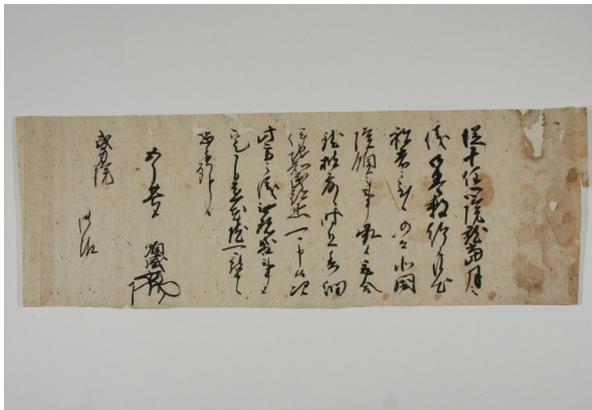
十市郷之内
瓜裏庄・中村庄・
成願寺庄・為河庄
已上四ヶ所事、
為關所、可有御
知行候、恐々謹言
享祿三 筒井
十月十五日 順興(花押)
狛殿 進之候



(二) 細川勝元感状(切紙)

(切封)

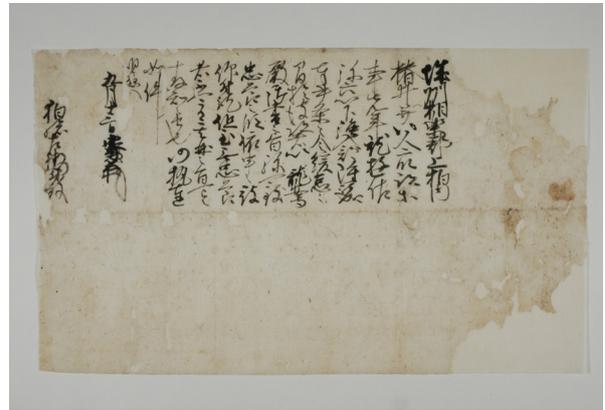
去廿五日於田辺城、度々
合戦之時、致太刀打、
被官人等討死之由、注
進到来候、尤以神妙
至之候、弥被抽戦功候者、
可為肝要候、謹言
(文明二年) (細川)
七月廿八日 勝元(花押)
狛山城守とのへ



(四) 遊佐順盛書状(切紙)

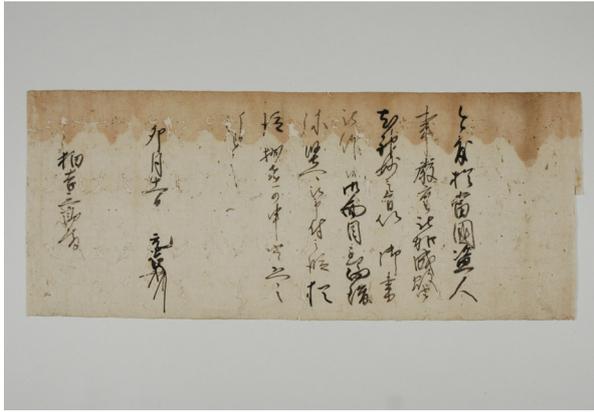
(切封)

從十住心院、就当月之
儀、御卷数給候、目出
祝着之至候、仍而北国
院領之事承候、取合
致披露候、時宜委細
伊地知民部丞可申候、次
此方之儀、無珍敷事候、
定自蓮花院可被申候、
恐々謹言、
(遊佐)
五月廿七日 順盛(花押)
(順宣)
成身院 御報



(二) 細川政元奉行人奉書(折紙)

城州相樂郡上狛内
椿井并八人衆跡等
事、先年就遊佐
弥六以下強入部、雖被成
奉書、条々令緩急之
(細川勝元)
間、於彼跡者、以 龍安寺
殿御書之旨、弥可致
忠節之段依申之、被
仰付訖、但至無忠節
者不可有其曲之旨可令
存知之由候也、仍執達
如件
明応八 (飯尾)
九月十三日 家兼(花押)
狛孫左衛門尉殿



(五) 畠山高政書状(折紙)

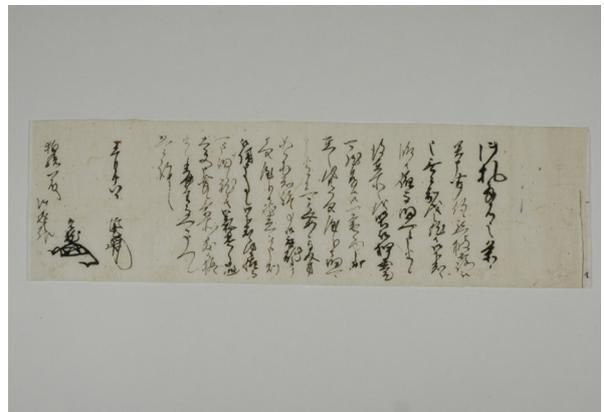
(切封)
 当郷之内、南都
 両院領之事、為
 上意被仰出之条、
 即御請申候、遂糺
 明、於有様之儀者、
 不可有違乱候、謹言、
 (畠山)
 八月朔日 高政(花押)
 酒匂刑部大夫殿

(七) 奈良元吉書状(切紙)

(切封)
 今度於当国、盗人
 事、嚴重被加成敗由、
 尤神妙之旨、以 御書
 被仰候、御面目至候、向後
 弥堅可被申付之段、猶
 從拙者可申由候、恐々
 謹言、
 卯月十一日 元吉(花押)
 狛吉三郎殿

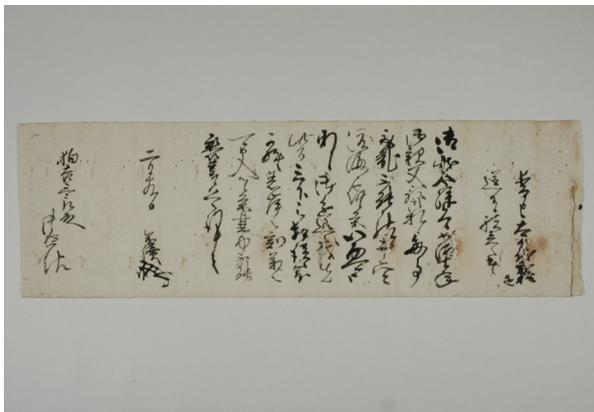


(封紙ウワ書)
 奈良修理亮
 狛吉三郎殿 元吉



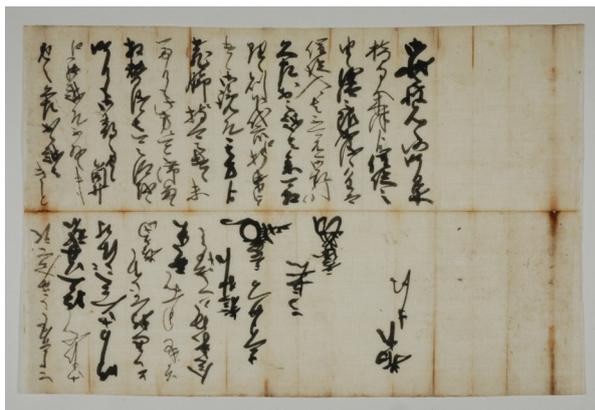
(六) 筒井光就・大角信直連署状

(切紙)
 御札拜見候之条、具申間、何も懇披
 露被申候、無御別儀候、然者、御下
 知之段者、聽而明可申述候、彼在所
 之儀、堅被押置候て、可然存候、御
 一書之内申□□之儀共候得共、涯分
 者調可申由候間、可御心安候、与介
 方如御存知、諸事御取乱事候得
 共、涯分者馳走被申、則被調申事候、
 御下知之儀者、聽而可申調候、就其
 御氣遣之通、是又申聞候、余所敷□
 □□由候、委曲重而可申入候、恐々
 謹言、
 (大角)
 十二月十八日 信直(花押)
 (筒井)
 光就(花押)
 狛孫一殿 御返報

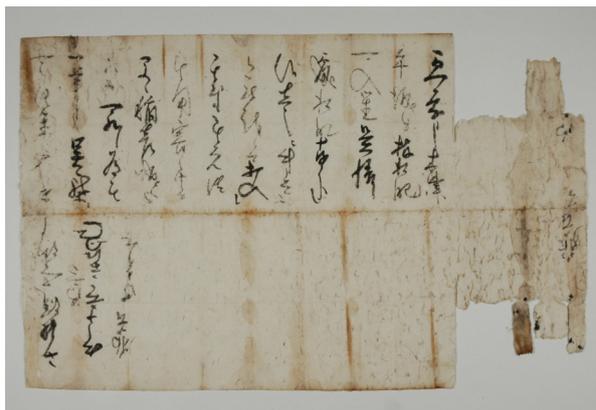


(八) 牛嶋義統書状(切紙)

(切封)
 追而申候、太刀代式拾疋
 送給候、祝着之至候
 御状令拜見候、如仰去年
 御親父預御札候、每事
 取乱、不能御報候、幸只今
 渡海候儀候条、以面可申
 承候、御進退之儀、先
 (三好宗渭)
 此間三下被相談候義
 可然候、着岸之刻、万々
 可申入候之条、書中不能
 懇筆候、恐々謹言、
 二月十九日 義統(花押)
 狛吉三郎殿 御返報



(十) 某秀綱等連署状(折紙)
 御状令披見候、仍昨日泉橋寺へ木津より催促之由候、沙汰之限成儀候、重而催促入候者、不可有御承引候、久左於被越者、參可相理候、則下代衆江折紙を遣候、御覽候て、其方より飛脚二持可被遣候、未一兩日も此方二可令滞留候相替儀候者可被仰越候、昨日も御尋之由候、筒井江罷越候て不存候キ、返々久左於御越者、きと可申究候、被示合可預御左右候、將又米貳石明日御人足二被仰付是迄持可被下候、指当



(九) 三好宗渭書状(折紙)
 (封ウワ書) 狛吉 釣□□□
 まいる
 急度申候、木津平城を拵、松肥(松浦肥前守)可入置覚悟候處、松肥存分之儀、在之二付候て、不被罷越候て、打入候、其付、其元御無用害之由候、早々稲彦城へ被罷出、可然候、為其一筆申候、只々我等二可被仰置候、急候条不能詳候、恐々謹言、
 九月十六日 宗渭(花押)
 狛吉□□□



(十一) 十河存保書状(切紙)
 (切封)
 如仰青陽之嘉祥、萬々不可有際限候、仍青銅貳十足贈給候、本望至候、猶自是司令申条、不能巨細候、恐々謹言、
 正月十九日 存保(花押)
 狛左馬進殿
 御返報
 (封紙ウワ書) 十河孫六郎 存保
 狛左馬進殿 御返報

召遣用所候、無御失念頼存候、恐々謹言、
 十二月廿一日 鯨□□
 □□(花押)
 馬与右 秀綱(花押)
 狛左 御報



(十一) 十河存保書状封紙



(十二) 篠原長重・篠原恕朴
連署状(折紙)

至其表、各致
相動候之条、釣閑齋
如筋目、万鶴殿
御人数一手、可被
相動事、肝要候、
猶東新兵・三新可
有演説候、恐々謹言、

十月五日

篠右入(長房)
篠孫四

恕朴(花押)
長重(花押)

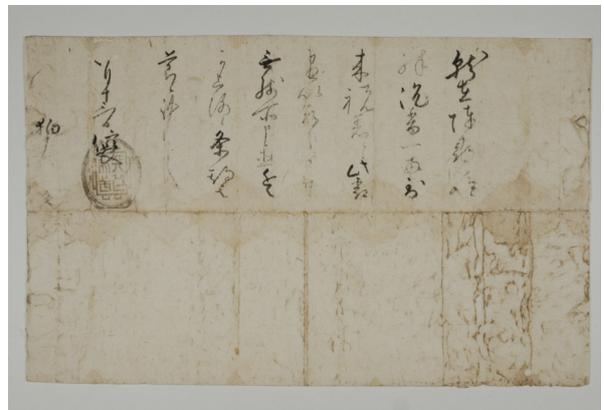
狛左
御返報

(十四) 織田信長朱印状(豎紙)

知行方目録
一、百七拾五石余
一、拾六石余
一、拾貳石余
一、貳拾六石余
一、貳拾參石余
一、五拾五石余

狛家来給
大喜多替地共
延命寺
泉橋寺
神堂寺下坊家来共
延命寺落地方
南都尊宗院
観音院

都合參百拾壹石余事、令
扶持訖、堺目等如先々領知
不可有相違候也
天正五年七月十日
(朱印)
狛左馬亮とのへ



(十三) 織田信長黒印状(折紙)

就在陣尋給候、
殊沈香一兩到
来祝着二候、此表
尽以存分二申付候、
無残所申置、近々
可上洛候条、期其
節候、謹言
八月十三日 信長(黒印)
(馬進殿力)
狛左□□□

(十五) 織田信長黒印状写

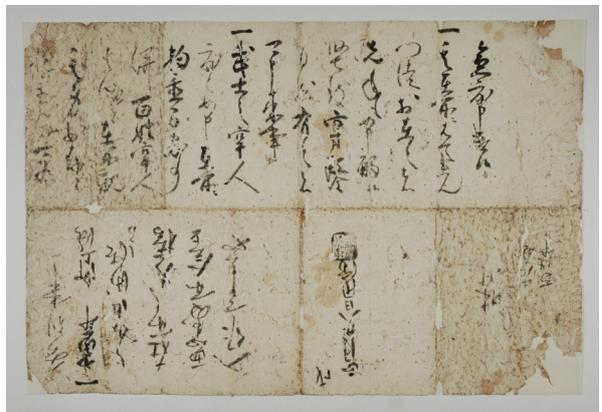
為年頭之慶事
板物表薄五端祝
着二候、旧冬知行分
朱印遣之家来之内
四人并延命寺事、存
分二可被申付候、弥忠節
簡要二候、恐々謹言
正月十五日 信長在印
狛左馬進とのへ

天保十亥年九月下旬より、狛左馬進殿儀、
出府勤番被仰付二付、留主中婦人斗之事
故、当方二出府中預り置候処二、為差越
候得共、預り置不申直様御使江差戻し申
候二付、写置、尤箱入、内二袋入、緒付
二而入レ有之、箱之蓋二表二 御判物与
有之、此時別紙二用書手紙通左馬進殿
兄左右馬殿一儀之証札老通共到来之、



(十六)堀秀政書状(折紙)

端書無之候
 狛左馬進知行之内
 泉橋寺分之儀、御
 押之由候、此段者左馬進
 知行高頭之内之由
 候之間、如何可有之候
 哉、何様二も御順路之
 義頼入候、恐々謹言
 五月十四日 堀久太郎
 秀政(花押)
 武田佐吉殿
 林高兵衛尉殿
 長坂助一殿
 御宿所



(十七)京都所司代板倉重宗触書
 (折紙)

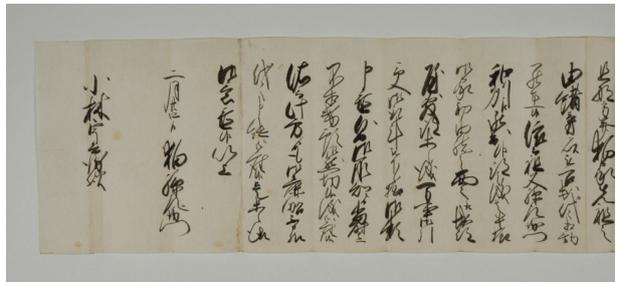
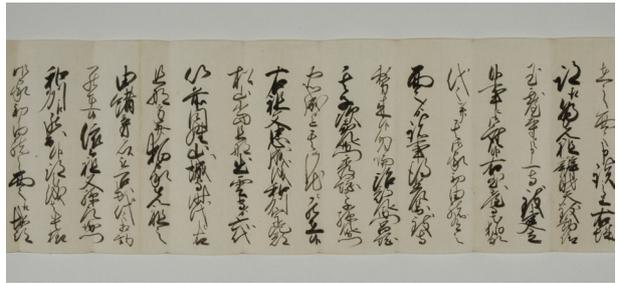
急度申遣候
 一、其在所二はてれん門徒於在之者、
 先年も如申触候、堅致穿鑿、
 自然有之者、可申来事、
 一、武士之牢人、度々如申、在所二
 抱置間敷事、併百姓牢人
 之儀者、在所親
 其身於存候者、抱置候儀、
 可為各別事、
 一、当年 御上洛被成御沙汰候間、
 在所之道橋惡敷所、念を
 入作可申者也
 戊(寛永十一)
 正月廿八日 周防(黒印)
 林村
 庄屋
 百姓中

(十九)狛氏由緒書

山城国相楽郡狛郷之住
 狛山城守 此節小城有之
 同左京亮秀綱 亦号左馬進
 狛西福寺二一家之
 御影有之
 信長公ヨリ御朱印
 御黒印左京亮江
 被下、今二所持之
 同治郎左衛門盛綱 狛南勝庵二一家御影
 有之
 同治郎左衛門昌綱 狛之西福寺二石塔有之
 同孫左衛門忠成 当孫左衛門父也
 宝永四丁亥歳、於武州江戸病死、織田山城守長頼代、出勤、
 嫡孫左衛門八歳之時ヨリ継名跡、於于今相勤此時孫左衛門ト
 相改、当卯二二拾四歳於于今狛郷一族并家来筋之者共数多有
 之、此一族之内大西清介平右衛門ト申者 御三代前ヨリ二代
 マテ親ヨリ相勤罷在候之所、唯今牢人二テ狛郷二居住仕也、

大和古市
 御奉行
 郡御奉行
 同 御代官
 様尾(ママ)源左衛門殿(椽尾力)
 関 六郎兵衛殿
 梶田久左衛門殿
 北村伝 蔵殿

清介狛二テ相果、弟平右衛門存命ニテ狛二罷在、平右衛門世
 粹清介養子二成、跡式相続イタシ、平右衛門一所只今狛二居
 住仕候、孫左衛門先祖ノ城跡田畑二仕り、屋鋪跡今所持仕、
 平右衛門世話仕り、其外一族家来筋之者致年番数年世話仕り、
 是マテ頼来候所、一両年以前ヨリ年番ノ内不埒成者一人有之候、
 山城狛郷御役人中御越候時分、右平右衛門江御逢御言葉御懇
 志被成被下候様ニ御頼被成可被下候、先年真川求馬殿ノ時分
 御逢御懇意被仰聞候、唯今之御役人中別紙二書附進申候、以上
 織田右近内
 卯二月 狛孫左衛門
 忠位
 飯田半兵衛
 正福
 長屋新左衛門様



(二十三) 狛孫左衛門書状

本紙得御意候、承伝候ケ条、左之通

一山城国相楽郡上狛城主狛左京亮綱吉、織田信長二仕、致居城罷在候処、明智光秀謀叛ニ而信長没落後、右左京亮儀二君二仕ル所存も無之、依而居城も及破却、其俣致閑居罷在候、没後嫡子狛治部左衛門昌綱時代、貴様御先祖初御由緒在之面々申談之上、右城跡江為先祖并財天致勸請玉台寺与申一寺致建立候事ニ御座候、右玉台寺は狛家代々并其御家初由緒有之面々より諸事得差図致寺務来候、勿論治部左衛門昌綱、其子次郎左衛門秀綱、其子孫左衛門忠成迄其御地ニ罷在候、右祖父忠成儀、和州宇陀郡松山当旦那出雲守より六代以前同姓山城守時代ニ、右旦那方并狛家先祖之由緒旁ヲ以被召出、代々相勤罷在候、依而祖父孫左衛門和州江罷出候跡之儀は、貴様御家初由緒之面々江城跡屋敷跡等之儀万事御引受御取計被下様御頼申置、則御承知ニ而當時迄不相替預御懇切候儀ニ御座候、依而此方よりも御鹿略不申様

二月廿四日
小林宇兵衛様

狛孫左衛門

(六) 筒井光就・大角信直連署状封紙

(封紙ウワ書)「

筒井神介

大角民部丞

□孫一殿

信直

御返報

」



(八) 牛嶋義統書状封紙

(封紙ウワ書)「

牛嶋神九郎

義統

狛吉三郎殿

御返報

」



(二十四) 封紙

(封紙ウワ書)「狛新三郎殿 勝元」

